

◆改善事例 私立大学に対する要請

事業者名；学校法人越原学園 名古屋女子大学

事業内容：大学

申入対象：入学検定料に関する条項

対象条文：消契法10条

要請開始日：2021（令和3）年11月16日

要請終了日：2022（令和4）年5月24日

	Cネット東海の主な申入れ内容	名古屋女子大学の回答（結果）
1	<p>（入学検定料に関する条項） 一度納入いただいた検定料の返金はできません。</p> <p>◆申入れ内容 本条項について、消費者契約法10条に沿う形に改定してください。</p> <p>◆申入れ理由 出願手続きは、①出願登録、②入学検定料の支払い、③出願書類の提出、④受験票の発行という流れで行われることとされているところ、例えば、出願者が入学検定料を支払い、出願書類を提出したにも関わらず、大学が書類不備により受理せず受験票を発行しなかった場合でも、大学から出願者に対しては入学検定料が返金されないこととなる。</p> <p>大学における出願手続きにおいては、出願者の出願書類の提出により受験契約の申込みがなされ、大学の受験票の発行により申込みの承諾がなされて受験契約が成立するものと解されるどころ、例示した場合においては、大学による受験票の発行がなされず受験契約が成立していないにも関わらず、入学検定料の返金が行われないこととなる。</p> <p>この場合においては、出願者と大学との間で受験契約が成立していない以上、出願者は大学に対して支払い済みの入学検定料について不当利得返還請求権（民法703条）を有するところ、本条項はこれを制限するものであり、民法上の規定に比して消費者の権利を制限する。</p> <p>また、出願書類の審査は、入試手続き全体の業</p>	<p>次の通り改定された。</p> <p>（入学検定料に関する条項） 一度納入いただいた検定料は返還いたしません。但し、以下の場合は返金します。振込手数料はご負担ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過入金の場合は過入金分を返金します。 2. 出願書類の提出前に受験自体を申し出られた場合は検定料を返金します。提出後の辞退は認めません。 3. 出願締切までに書類が提出されなかった場合、また提出した書類に不備があり、締切までに再提出されなかった場合は受験資格を失うため、納入された検定料は過入金扱いとして返金します。

<p>務・費用からみれば、割合としては小さいものであることから、一律に入学検定料を返金しないことには合理性がなく、信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するといえる。</p> <p>以上から、消費者契約法10条によって無効。</p>	
--	--